

立村好司委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 立村委員。あなたの持ち時間は60分であります。

立村委員 皆さん、おはようございます。自民党富山県議会議員会の立村好司です。時間に限りもありますので、早速質問に入らせていただきます。私はリスクを回避して、初めから紙で準備いたしましたので、よろしく申し上げます。

まず初めに、中山間地域における人材確保等に関し、7点お伺いいたします。

近年の異常気象は、中山間地域の農業に重大な影響を与えており、今年の6月及び7月の豪雨災害がそれに拍車をかけました。国の災害査定から漏れた場合、県や市町村による支援を受けられるケースもありますが、地元負担分が重くのしかかり、耕作継続を断念された方、一部耕作を続けるが、現在の第5期の中山間地域等直接支払制度が終了する令和6年度をもって耕作をやめるといった方、いろんな方々の悲痛な声を聞いてまいりました。耕作放棄地の増加や担い手の不足といった農業構造問題、過疎化、高齢化の進行に伴う人口減少問題、この2つの課題がともに深刻化し、将来展望が描ききれないのが中山間地域の現状であります。

今年は熊の出没が平野部でも相次ぎました。緩衝地帯となっていた中山間地域に人の営みがなくなれば、その影響は平野部の住民に及ぶのです。今、中山間地域は危機的な状況にあります。行政による支援が強く求められております。中山間地域を守り、美しい郷土を未来を担う子供たちにつなげていくために、中山間地域における人材確保といった観点からお伺いいたします。

まず初めに、県ではこれまでも、中山間地域における農業人材の確保に向けて、様々な施策を講じてこられました。その一つとして、平成26年度から、とやま農業・農村サポーター活動支援事業を実施していますが、これまでの実績の評価と今後の課題について、津田農林水産部長にお伺いします。

津田農林水産部長 とやま農業・農村サポーター活動支援事業では、平成26年度からの10年間に農業用水路の江ざらい、それからイノシシの侵入防止柵設置等の農村ボランティア活動に、延べ89地域で180回、1,326名の方に参加いただきました。事業開始当時は、参加者が集まらなかった活動もありましたが、近年は募集人数に対する参加者数の割合が9割を超えており、今年度は11月末時点で過去最多となる255名の参加がございします。受入れされた地域ではもとより、参加者からも、地域に貢献でき、充実感が得られたと好評をいただいております。

今後の課題といたしましては、若者の主体的な参加が減り、参加者が固定化している実態がございしますので、都市部に住む若年層への認知度向上が必要であると考えております。このため、県では今年度サンドボックス予算の活用により、大学生などの4団体を都市農村交流事業広報アンバサダーとして任命いたしまして、実際に活動に参加して農村の魅力をSNSで発信するとともに、若者の目線で効果的な広報企画案を提言していただいております。これまでの中間報告では、例えば若者の大多数が使用しているLINEによる都市農村交流事業の広報発信や募集の一元化、それからショート動画を活用した広報発信などの提言があり、来年2月には最終報告をいただく予定としております。

今後こうした取組の成果を生かしながら、若者に刺さるような効果的な広報を行うことにより、中山間地域に人材を呼び込み、持続可能な中山間地域となりますよう取り組んでまいります。

立村委員 ありがとうございます。

今年度は過去最高の数ということで、やはりこういった事業というのは、私は需要はあると思っております。ただどうしても参加者が固定傾向にあるのではないかとということに危惧しております。今の答弁では、サンドボックス予算を用いて、新たな、特に若年層をターゲットにして、そういった方々の開拓に努めておられるということで、今後もそういったPR活動、新規開拓に向けて積極的に取り組んでいただければと思います。

続きまして、サポーター事業は、主に個人をターゲットとしているのに対して、企業や団体等の参加を狙っているのが中山間地域保全パートナーシップ推進事業ではないかと認識しております。

先日、当該事業として、富山市山田の清水地内において、草刈りや雑木の伐採などが行われ、地元住民からは大変助かったと喜びの声が聞かれたところです。

この事業に対するニーズは、大いにあると思っております。地域は助かりますし、企業等にとっては、自社のイメージアップにつながります。ただ、周知不足はちょっと否めません。そもそも中山間地域に住む人々が減少しているのですから、ただ窓口になるだけでは、効果は限定的となることから、県としては伴走的に支援していく必要もあるのではないかと考えております。

マッチング数の増加のためには、地域の実情をよく知り、推進デスクとして位置づけられている農林振興センターが対象地域や企業、

団体等に対して参加を直接働きかけるなど主体的に取り組むべきと考えますが、津田部長にお伺いします。

津田農林水産部長 県では、中山間地域の人材確保に対応するため、今ほど御紹介いただきました中山間地域保全パートナーシップ推進事業を平成20年からやっております。農村振興課と各農林振興センターにパートナーシップ推進デスクを設置し、草刈り等の地域活動が困難になっている集落と社会貢献活動を希望する企業、団体とのマッチングを支援しております。

ここ数年はコロナ禍の影響もありまして、積極的な活動が行えず、県のホームページやチラシによる広報が主体でございましたが、今年度は参加希望団体を掘り起こすため、県内の企業629社を対象に中山間地域における協働活動への意向調査を行ったところ、回答のあった173社のうち38社から好意的な回答が得られたところです。

その結果につきまして、各農林振興センターと共有し、現在、推進デスク担当職員が管内企業を訪問して意向確認を行うとともに、人材不足に悩む集落からも聞き取りをしているところでございます。例えば富山市山田清水地内の活動も、こうしたマッチング活動の一環であり、今後も継続的な協働活動となるよう、協定等の締結に向けた支援を行っているところでございます。

委員御指摘のとおり、県の役割はマッチングの単なる窓口や仲介役にとどまらず、双方の合意形成や協働活動への助言指導も含め、継続的に伴走支援していくことが重要でございます。今後とも農林振興センターが中心となり、地域の課題やニーズを踏まえながら、協働活動が継続できるよう取り組んでまいります。

立村委員 ありがとうございます。

今ほどのお話で、コロナ禍で一旦冷え込んだ事業だったが、そういった企業に対して直接、意向調査をなされた。好意的な回答を38社から得たということで、大変心強く思っております。今後も地元等の聞き取りもあろうかと思いますが、一つでも多くマッチングにつながるように、また御努力いただければと思います。

このサポーター事業もパートナーシップ事業も、平成の時代から行われている事業ですから、その都度課題の解消等には努めてきておられると思います。個人的には大変いい事業だと思っております。ただ、マンネリ化することなく、よりよい制度、中山間地域のためになる事業としてブラッシュアップしていただければと思います。

続きまして、今の2つの事業は、宿泊を伴わない短期的な事業であると認識しておりますところ、今年度から新たに農繁期に短期、中期的に滞在し、地域の農作業に従事するとやまノームステイを試行的に実施しているとのことですが、その実績と今後の課題について津田部長にお伺いします。

津田農林水産部長 とやまノームステイ事業は短期、中期的に農作業、そして農村滞在を希望される方と、農繁期に地域で農作業労働者の受入れを希望する地域とをマッチングする事業でございまして、今年度から3年間を予定しております。

本年11月末までに4地区で県外から延べ10名の参加があり、合計48日間にわたり、サツマイモやサトイモの植付け、収穫などの農作業、牛の餌やり、梅干しの加工補助等の作業に従事していただきました。受入れ地域からは、「作業量が多いにもかかわらず、大変助かった」、参加者からは、「農家の皆さんの役に立ててうれしい、地域との交流ができてよかった」、「定住についても検討する」という

意見もございました。

今年度、明らかとなった課題としましては、手頃な宿泊先の確保やW i - F i などの環境整備、宿泊先と作業現場間の交通手段の確保、受入れ地域側と参加者側との希望する作業内容のミスマッチなどがございました。また、参加者の実人員が少なく、今後もこの事業を継続していくことを考えますと、より多くの方に継続的に参加していただくことが必要と考えております。

次年度以降に向けては、地域の受入れ環境の改善や、より多くの参加者に参加してもらえますよう広報に努めますとともに、宿泊、食事、体験のサービス提供などの面でノウハウを蓄積し、参加希望者に選ばれる地域を創出し、農業の労働力不足の解消と交流を通じた関係人口の拡大に努めてまいります。

立村委員 ありがとうございます。

ちょっと1点確認させていただきますが、冒頭、今年度から3年間予定しておられるとおっしゃいましたが、その辺のところをもうちょっと詳しく。

津田農林水産部長 これは、国が10分の10の事業でございまして、試行的に3年間することを予定しております。

立村委員 ありがとうございます。

この事業、今年度はいろいろ課題が見えてきたところで、残り2年度、来年度から本格実施になるのか。最低残り2年度はやられることになろうかと思えますけれども、3年を過ぎていい事業になっていれば、それこそ県単でも行えるような事業になるように、また努力していただければと思います。部長、どうもありがとうございました。

さて、県内での農泊を推進する組織として、昨年度に富山県農泊推進ネットワーク会議が設置されました。農泊など都市と農村との交流事業を今後も推進していくためには、交流事業の担い手となる農村での人材育成が重要ですが、農村では高齢化が進み、農泊などを受け入れる側の人材確保に苦勞されていると聞いております。

知事は富山県成長戦略のビジョンの中で、関係人口1,000万人を目指すとされています。その達成のためにも、農泊など都市と農村との交流を促す取組、そしてその取組を担う人材の育成、こういったことを強化していくべきと考えますが、新田知事にお伺いいたします。

新田知事 県ではこれまで、都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例に基づき、グリーンツーリズムなどによる都市との活発な交流、農山漁村における定住の促進、地域の担い手となる人材の確保育成などに取り組んできましたが、今後とも関係人口の拡大を進めるに当たり、首都圏等を中心とした農村地域に関心を持った方々をより一層受け入れていく必要があると考えます。

このため、昨年8月に県、市町村、県内農泊地域などで構成する富山県農泊推進ネットワーク会議を設置しました。そして、受入れ地域の人材育成を目的として、先進地の視察、農泊事業の進め方、農泊地域と行政の連携などのテーマで座学の研修も開催しています。また、関係人口の拡大を目的とした首都圏や関西圏での交流フェアへの参加や共通ロゴマーク、グッズ、PR動画を制作するなど、県として一体的に農泊の広報を実施してきたところです。

そのほかにも、今年度、新たな交流を促す取組として、先ほど部長からも答弁がありましたが、都市農村交流事業広報アンバサダー

事業、そしてとやまノームステイ事業のほかに、初めて都市農村交流に取り組む地域を支援する中山間地域交流スタートアップ支援事業も行いました。

ライフスタイルが多様化する中で、中山間地域の農業や地域活動への関心が高まっていると感じています。ここを好機と捉えまして、関係人口1,000万人を達成する上でも、農村における受入れ人材の育成や効果的な情報発信によりまして、都市農村交流事業を強化していければと考えています。

立村委員 ありがとうございます。

知事におかれましては、疲弊する中山間地域の現状を御認識いただきまして、県の先頭に立って中山間地域対策を積極的に進めていかれますようお願いいたします。

さて、今議会でも物流の2024年問題に関する質問が幾つかありましたが、特に人口減少や高齢化が進む中山間地域では、宅配便が必要不可欠なサービスになっており、喫緊の課題と言えます。

今年度、県では7月から9月までの間、南砺市において中山間地域における持続可能な物流モデルの構築を目指し、箱で受けますプロジェクトと銘打ち、家庭に宅配ボックスを配置してもらい、宅配事業者は、配送時に受取人が不在の際は、このボックスに荷物を入れておくといった実証実験を行ったと聞いております。その成果をどう捉え、そして今後どのような対策に取り組んでいかれるのか、竹内地方創生局長にお伺いします。

竹内地方創生局長 地域内の店舗の減少等による買物弱者の増加が懸念される中山間地域では、今後、買物の手段としてインターネットによる日用品や食料品等の購入の需要が高まると想定しております。

そのための宅配の物流サービスの維持は、地域社会の存続に向けて重要な課題であるというふうに認識しております。

他方、御紹介もありましたが、2024年問題と言われるようなドライバー不足等が懸念されます物流業界では、経営の効率化が喫緊の課題であるため、県におきまして、中山間地域における持続可能な物流モデルの早期構築に向けて、宅配事業者と連携して検討、検証に取り組んでいるところでございます。

具体的には、荷物の受取人不在による再配達が生じることで配達効率の低下を招いているといった事業者意見を踏まえまして、宅配ボックス設置により、再配達削減効果を検証する実証実験、箱で受けますプロジェクトを実施したところでございます。南砺市の平地域、上平地域及び利賀地域で全世帯の約3割に当たる220世帯を対象に、今年7月から約3か月間実施し、期間終了後に宅配ボックス設置の協力世帯、宅配事業者及び宅配ドライバーへのアンケート調査を実施しております。

現在、実験結果を集計中で、暫定の値ではございますけれども、宅配事業者が午前中に配達を完了した荷物の割合が64.7%から78.9%に、14.2ポイント向上したという結果を伺っております。配達効率の向上に一定の成果があったと考えております。また、協力世帯からは、「宅配ボックスは使いやすかったので、継続して使用したい」、「物流に係る社会問題を考える機会になった」などの回答が多く寄せられているところであります。

県としましては、今回の実験結果も踏まえ、来年度以降に向けて宅配事業者等と連携して、引き続き中山間地域における持続可能な物流モデル構築を検討するとともに、地域で安心して快適な生活が

続けられるよう取り組んでまいります。

立村委員 ありがとうございます。ちょっとまだよろしいですか。

今ほど御答弁いただきました。それなりの成果があったかと思えますけれども、例えば昨日の記事にもありましたが、富山市では来年度から、八尾、大山、そして山田地域の市営コミュニティーバスで荷物を運ぶ貨客混載を導入すると聞いております。

こういった市町村は市町村で、もうそういった中山間地域の宅配に関して手を打とうとしている。こういった市町村との事業の連携を図っていくことも大切ではないかと思いますが、竹内局長の御見解をお聞かせください。

竹内地方創生局長 今後、物流の効率化を維持しないと物流自体が維持できないという時代になります。であれば、当然連携すべきところは、市町村ももちろんそうですし、その他、例えば地域の事業協同組合の皆さんもいらっしゃいます。できる連携は、全て考えていきたいと思っておりますし、物流の維持と同時に、送り手としてのインターネットによる食料品や日用品を販売していらっしゃる皆さん、こういった方たちとの連携も当然必要になってまいります。そういう意味では、物流の効率化、そして物流の維持に必要な連携は全て検討していきたいと考えております。

立村委員 それでは、市町村との連携も含めまして、とにかく中山間地域における物流サービスが低下しないよう、またいろんな施策を講じて、検討していただければと思います。ありがとうございました。

次に、外国人材の受入れについて2点お伺いします。

人口減少時代にあって、外国人労働者の受入れは、労働力不足を

補う重要な選択肢の一つとなっています。

県では9月に、とやま外国人材活用支援デスクを設置し、特定技能外国人や高度外国人材と県内企業等とのマッチングを支援しているところですが、これまでの相談等の実績と制度を運用していく上での課題について中谷商工労働部長にお伺いします。

中谷商工労働部長 人口減少が進む中で、企業が外国人材の活用に取り組まれるためには、各事業場でリーダーとなる人材の活躍、定着が有効であると考えています。しかし、多くの県内企業にとって、高度外国人材というのは、まだ身近な存在とはなっていないということで、県ではその活用を総合的に支援する外国人材活用支援デスクを9月に設置したところであります。

その実績につきましては、高度外国人材等に関心のある企業に対する制度の周知啓発のため、10月にセミナーを開催しておりますが、その参加者は208名、企業に対する個別訪問は約150件、それから高度外国人材等の受入れを行おうとする企業からの相談件数は12件、まだ少ないですね。それから、実際の受入れに当たり、県に登録された外国人材紹介会社を通じたマッチング支援はまだ2件でございます。

本支援デスクの運用上の課題としましては、まずこの取組を多くの県内企業に知っていただくこと、また、人手不足に悩む企業に外国人材の活用という選択肢があること、その制度や実際の活用方法について御理解いただくことと考えています。このため、外国人材を受け入れている全ての企業のほか、広く県内企業に対し支援デスクが行うセミナーへの参加を呼びかけるとともに、同セミナーでは外国人材の受入れに係る制度の解説、県内企業の身近な実例紹介を

行うことによりまして、県内企業の新たな取組を支援してまいりたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

相談件数、マッチング件数に関しては、まだ始まったばかりですから、これからかなというところはありますけれども、今の部長のお話によれば、企業へ実際に、PRのために訪問されているということもありますし、今後どんどんどんどんそういった周知活動に努めていかれることによって、実績が上がってくるものと期待しております。

部長もおっしゃいましたが、本県では技能実習生という言葉には、なじみはありますけれども、特定技能や高度外国人材、そういった言葉の浸透度といたしまししょうか、認知度が低いのではないかという印象を私は持っております。

まして、近年の円安傾向によって、以前に比べて外国人にとっても日本で働くメリットは減少していると言われていた中であって、そうすると他県との外国人材の獲得競争になるのではないかと危惧されるところであります。こういった制度の周知に努めて、より多くの相談を受けて、それがマッチングにつながっていけるよう、また今後とも取り組んでいっていただきたいと思っております。

さて、先般、政府有識者会議から、現行の技能実習制度を廃止して、人材確保、育成を目的とする育成就労制度を創設することを柱とした最終報告書が法務大臣に提出されました。報告書によれば、転籍制限は残しつつも、従来の制度より緩和されることから、賃金の高い都市部へ外国人材の流出が懸念されます。また、今回の見直しの視点として、外国人の人権保護や安全・安心、共生社会などが

挙げられており、受入れ側の意識改革も必要となります。政府は、来年の通常国会に関連法案の提出を目指すということであり、先行きがちょっと不透明なところもありますが、手後れにならないよう、早期に検討すべきと考えております。

そこで、現在、本県で働く技能実習生や特定技能者を含めまして、将来の外国人材の確保を見据えて、住居等の生活面や労働環境の充実を図るための受入れ事業者の取組に対する助成制度を設けるとともに、受入れ事業者の意識改革を促すことが重要と考えますが、外国人材の県内定着を促進するために、県として今後どのように取り組んでいくのか、中谷部長にお伺いします。

中谷商工労働部長 今、委員からお話がありましたように、現在、国において見直しが検討されている技能実習に代わる新制度では、転籍制限が緩和され、長期就労が可能な特定技能制度と、特定技能は転籍制限はないので、それと一体的に運用することが検討されています。このため今後、外国人材の皆さんについて、地方から都市部への流出も含めて、賃金、職場や生活の環境など、よりよい条件の場所、働き先へ移動が活発になることが想定をされます。

県では、これまでも富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランに基づきまして、地域における生活者としての外国人のサポート、多文化共生への地域づくりへの支援に取り組むほか、国に対しても外国人材の地方の企業による受入れへの支援や、技能実習に代わる新制度が継続的な人材確保に資する制度となるよう要望を行ってきたところでもあります。

長期就労の外国人材に本県を選んでもらうためには、こうした行政の取組に併せまして、企業においても待遇や職場環境の改善に取

り組んでいただくこと、また地域においても外国人材が地域社会に溶け込み、安心して生活できる環境をつくっていただくことが重要であると考えています。

このため県としましては、本県が外国人材に選ばれ、定着していただけるよう、県内企業や地域の意識改革及び受入れ環境の整備の取組を促進するために、国のこういった検討状況も踏まえながら、効果的な政策を検討していきたいと思っております。

立村委員 ありがとうございます。

外国人材の獲得競争になるのかどうか分かりませんが、そこに本県が取り残されないよう、逐次、早めにまた御検討のほどをよろしくお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、交通安全対策について3点お伺いします。

今年度、私の地元の婦中町速星地区において、交通死亡事故が2件発生し、うち1件はひき逃げ事件でした。改めて亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

ひき逃げ事件の現場は、私の町内の交差点付近でした。私の友人は、事件当時の近い時間帯に現場近くを車で通ったことから、事故現場に赴き、その旨、警察の方に告げたところ、もちろん任意ですが、ドライブレコーダーのメモリーの貸与要請があり、お渡しし、数日後に返却されたとのことでした。その記録が事件解決に寄与したのかは分かりませんが、場合によっては、ドラレコの記録は事故当事者の特定、あるいは事故の過失割合を検証する際に有用なツールになるものだと改めて認識したところでした。

数年前のあおり運転の厳罰化の影響もあり、ドラレコの普及は進

んでいるといった印象を持っておりましたが、民間保険会社の調査によれば、その利用者は51.5%にとどまり、利用していない理由としては、費用がかかるための62.5%で最多となっています。

私の娘が先日、中古車を購入したのですが、保険会社は、ドラレコの設置は当然といった感じでした。車両購入時にはドラレコを設置するが、まだ買換え時期ではない利用者には、ドラレコは普及していないのかもしれませんが。

そこで、他県でも例がありますが、ドラレコの設置に係る補助制度を創設するなど、その普及に向けた取組を強化すべきと考えますが、広島生活環境文化部長にお伺いします。

広島生活環境文化部長 ドライブレコーダーは、事故発生時の映像が記録されることで、事故後の客観的な検証になり、委員のおっしゃられたとおりの部分があるかと思えます。逃走した車両の特定や事故の解明に役立つと。また、県警察におかれましては、高齢者向けの運転教室において、ドライブレコーダーの映像を活用した運転指導というものも行っておられます。運転者自身の運転行動が記録されることから、安全運転の行動を促す効果を持っていると考えられます。

こうしたことを踏まえまして、県ではこの春、夏、秋、また年末の年4回実施しております交通安全運動におきまして、ドライブレコーダーの普及促進を運動項目に掲げまして、県警察、関係団体と連携して広報啓発を図っております。

委員から御提案いただきました運転者に対する補助制度について、全国の状況を確認いたしましたところ、制度を有している自治体は、都道府県単位では2県ということでございます。そのうち2県とも、

いずれも補助対象を65歳以上の高齢者に限定している。先ほどのお話からすると、安全運転のほうに重きを置いているというイメージと考えます。

こうしたことを踏まえまして、補助制度については、引き続き他都道府県の状況などをよく注視して研究していく必要があると考えているところでございます。

立村委員 ありがとうございます。

昨日から、年末の交通安全県民運動が始まりました。そのリーフレットを今ここにお持ちしていますけど、そのリーフレットには、先ほど部長からも紹介がありましたが、重点事項の3の中で、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進とはっきりと書かれております。悲惨な交通事故の防止に向けて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、ひき逃げ事件の現場は、信号機はありませんが、横断歩道がある交差点付近でありました。これまでもよく事故が発生している箇所です。横断歩道での車両の一時停止、これについてはJ A Fが10月に公表した全国調査結果によれば、本県の一時停止率は50%で初めて全国平均を上回ったとのことですが、横断歩道での一時停止率のさらなる向上を目指し、今後どのように取り組んでいかれるのか石井警察本部長にお伺いします。

石井警察本部長 委員御指摘のとおり、日本自動車連盟の調査による一時停止率は、令和元年に5.3%と全国44位であったものが年々上昇しまして、今年は50%、全国20位となっております。

この間、横断歩道上の人身事故発生件数も100件から昨年55件まで減少しましたが、本年は11月末現在で57件と前年よりも増加して

おりまして、広報啓発活動と違反取締りの推進により、一時停止率を向上させ、事故の減少を図る必要があるものと認識しております。

広報啓発活動につきましては、今年度から、横断歩道は歩行者優先というメッセージを施したパト電車の走行、横断歩道安全対策のモデル校区の指定や、昨日から20日まで展開する年末の交通安全県民運動で、今日、12日を横断歩道おもいやりの日と設定するなどにより、横断歩道の利用促進、ハンドサインによる安全な横断——これは、停止率全国1位の長野県では、横断時にお子さんが手を上げてドライバーにお礼をすることが定着していると聞いておりますけれども——こういった歩行者のマナー向上を含む各種安全対策を推進しておりまして、今後とも工夫を凝らした効果的な広報啓発活動を展開する予定であります。

一方、横断歩行者等妨害などの違反取締りにつきましては、令和元年2,473件であったものが、昨年は4,842件と増加しましたが、本年11月末現在では2,220件と減少しております。

これは、一時停止率が向上して違反が減少していると推測されますけれども、今後とも事故が発生した交差点や横断歩道に重点を置きながら、ドローンを活用した違反取締りも視野に入れながら、違反取締りを徹底する方針です。このほか標識の周りにLEDライトを取り付けた横断歩道標識や、横断歩道の白線と白線の間カラー舗装化による視認性向上などで停止率の向上を図る県もあると承知しております。こういった他県の取組やその費用対効果も研究しながら、粘り強く各種取組を進めることで、横断歩道での歩行者優先を定着させてまいりたいと考えております。

立村委員 本部長、すみません。今ほどドローンを利用した取締りと

いうお話がありましたが、それは実際本県で実績といいましようか、やっておられるケースはあるんでしょうか。

石井警察本部長 現在きちっとできるかどうか、実験をしているところでございます。まだ実施はしておりませんが、もし仮に活用ができるとなれば、通常パトカーで取締りをしようと思うと、どうしてもパトカーを駐車する場所が限られるところもありますので、そういった駐留場所の確保が困難な狭い道路や通学路などで——横断歩道歩行者等妨害だけではないですけども——効果的な取締りができるかどうかは今、検討しているところでございます。

立村委員 ありがとうございます。

ドローンを活用した取締り等、そういった新しいツールも活用して交通安全、交通違反の取締りにまた力を入れていていただきたいと思います。

ちょっと気になるのが、横断歩道の白線が薄くなっている箇所が県内各地で見られることです。この問題に関しては、先般我が会派の代表質問において、武田議員から問題提起があったところですが、本部長からは、地元からの情報や事故の危険性を踏まえながら、計画的にやっていくといった御答弁がありましたので、私のほうからは、再度お伺いすることはしませんが、こういった事故が多発する場所に関しては、特に注意して引き直しなどの手配を進めていただくことをお願いいたします。ありがとうございました。

さて、県では市町村の交通安全母の会への委託事業として、世代間交流ヒヤリマップ作成事業を実施しています。地域内のひやり、はっとした場所の地図を地元の園児や小学生と共に作成し、世代間交流を図っています。

その趣旨には、私も大いに賛成するものですが、課題としては、委託先を交通安全母の会に限定しているせいか、過去の実績を見ると実施団体が固定化されつつあること、周辺地域への波及効果がちよっと見られないことが挙げられるかと思っております。

今、地域の町内会や自治会などは、担い手不足や役員の高齢化などが問題となっているところ、新型コロナにより、地域行事が軒並み中止となった影響もあり、町内会などの組織そのものの存続すら危ぶまれる地域もあります。

交通安全意識の高揚はもちろんですが、地域コミュニティーの活性を図るという観点からも、この事業の委託先を拡大、あるいは限定を解除し、その成果を横展開できるように、例えば県自治会連合会、県交通安全協会など、地域に根ざした活動を実践している団体が構成員になっている富山県交通対策協議会に関わってもらうなど、もっと幅広くヒヤリハットマップの作成を推奨、支援していくべきと考えますが、廣島生活環境文化部長にお伺いいたします。

廣島生活環境文化部長 御紹介にありましたヒヤリハットマップは、地域住民お一人お一人のひやり、はっとした体験を基に、危険箇所を地図に表示したものでございまして、高齢者の事故防止、また地域の交通安全対策に役立てるため、作成されております。

案内がございましたとおり、平成15年度から世代間交流ヒヤリマップ作成事業として、市町村の交通安全母の会に委託して実施しておりまして、これまで県内122地域において取り組まれております。この事業は、母の会や地域の高齢者のほか、小学生が世代間を超えて交流することで、楽しみながら合同で作成しており、地域のつながりや地域への愛着をさらに深める効果もあるといった評価もいた

だいております。また、完成したマップは地域の高齢者宅に配付するほか、町内の掲示板や公民館等で掲示されております。危険箇所情報を住民に共有し、地域の交通安全に寄与していると考えております。

御指摘いただきましたように、さらに県内各地域に広めていくためには、この事業により、取組地域を増やしていくとともに、各地域で自主的に取り組んでいただくような取組、そういったことも大切ではないかと考えております。

委員から御紹介のありました県交通対策協議会は御案内のとおり、県が事務局になった上で行政機関、教育関係団体のほか、自治会連合会、交通安全協会、婦人会、老人クラブ連合会などで構成しております。このヒヤリハットマップの取組を進める観点で、こうしたことに協力いただける可能性もあるのではないかと考えています。そこにつきましては、各構成員の皆さんとそれぞれ協議し、この事業も平成15年から時間もたってきている事業ですので、いろいろなやり方について研究していきたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。前向きな御答弁をいただいたと思っております。

おっしゃるとおり、何もそういった対象を限ることなく、例えば長寿会の方にやってもらっても全然構わないと思いますので、繰り返しになりますが、こうしたヒヤリマップ作成事業への支援を通じて、第一義的には、交通安全意識の高揚ですが、あわせて地域コミュニティの活性化にも資する事業でありますので、そういったことにも御配慮いただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、福祉施策の効果的、効率的な運用について3点お伺いしま

す。

障害者差別解消法が改正され、来年度からは行政機関だけでなく、民間事業者にも合理的配慮の提供が全国で義務化されますが、本県においては、平成26年12月に議員提案条例として、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例を制定し、同条例では、法律に先んじて全ての者に対して合理的配慮の提供を義務づけてきたところです。

今回の法改正を受けて、改めて合理的配慮の提供について、社会全体に浸透させていくための取組を進めていくべきと考えますが、有賀厚生部長にお伺いします。

有賀厚生部長 障害者差別解消法の令和6年4月の法改正は、合理的配慮の提供義務の範囲を従来の行政機関等から民間事業者に拡大すること、そして国及び地方公共団体の連携強化の責務の追加、相談体制の充実や事例等の収集整理及び提供の確保をはじめとした支援措置の強化を内容としております。

県の障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例では、平成28年4月の施行当初から、合理的配慮の提供義務の範囲を「何人も」と規定し、全ての県民に合理的配慮を義務づけております。

県では、専任の相談員を配置し、障害のある方や御家族等からの相談を受け、差別的な取扱いや合理的配慮の提供の状況について聞き取り、助言や相手方との調整を行っております。また、条例のパンフレットやチラシ、中学生向けのブックレットの配付や、県主催の研修会や企業、学校等へ講師を派遣すること等によって、合理的配慮の提供等についての周知に努めております。

法改正を機に、民間事業者からの相談が増加すると考えられますが、県では国の基本方針や対応方針に基づきまして、適切に相談対応をいたしますとともに、法改正の内容や県条例について、改めて関係機関等に周知いたしまして、民間事業者の方々の障害のある方への合理的配慮の取組が一層推進するように努めてまいります。

立村委員 ありがとうございます。ぜひ取組をお願いしたいと思います。

障害者差別解消法が改正される一方で、いわゆるカスタマーハラメント、迷惑行為を繰り返す客に対してサービスを拒否できる法規制といったものも進められております。先日の報道で富山福祉短大の鷹西先生のコメントとして、障害者が合理的な配慮を求めることは、迷惑行為とは異なるといった記事が掲載されていましたが、全くそのとおりでございます。合理的配慮の提供をはじめとする障害者差別解消法や条例の趣旨、内容の理解を深めるための周知、それに努めていただきたいと思います。

さて、先般、石川県かほく市のグループホームにおいて、入所者の食事を半分に減らしていた行為を虐待に当たるとし、かほく市は生命に危険を及ぼす重大な人格尊重義務違反があったと判断し、介護保険法に基づき、事業者の指定を取り消したという事案がありました。そこで、本県の昨年度の高齢者施設、障害者、障害児施設の指導監査の実施状況と、本県及び全国の行政処分の件数について、有賀部長にお伺いします。

有賀厚生部長 昨年度、県が実施いたしました高齢者施設に対する指導監査の状況は、運営指導を165件、法令基準違反等の疑いがあることによる監査を1件実施しております。このうち146事業所に対

して、運営規程等の書類の記載の不備など、改善すべき事項があるとして、文書により改善報告を求めております。

行政処分については、直近で全国比較できる令和3年度の国調査では、本県では処分事例はございませんが、全国では32件あり、そのうち指定取消しは5つの県で16件、指定の効力の停止は8都道県で15件、改善命令は1件の処分実績となっております。

また、昨年度の障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の状況は、実地指導等を185件、法令基準違反等の疑いがあることによる監査を3件実施しております。このうち51事業所に対して要件を満たさない加算の取得があるなど、改善すべき事項があるとして文書指摘をしたほか、82事業所に対して運営規程と重要事項説明書にそごがあるなどということで、口頭により指摘をしたところがございます。

行政処分については、直近の令和4年度では、本県では処分事例はございませんが、国による調査がないため、他の都道府県から本県に行政処分の通知が届いたものを集計したところ、58件ございまして、そのうち指定取消しは16都道府県で42件、指定の効力の停止は9道県で16件の処分実績となっております。

立村委員 ありがとうございます。

かなりの数の指導監査をなされているなというのが率直な印象であります。にもかかわらず、行政処分まで至ったケースが本県においては少ないといった点には、いささかちょっと不可解な感じがいたします。

私は、施設を所管する課が通常業務に加え、指導監査業務も一手に担っていることに何か要因があるのではないかと考えています。

指導監査業務は、膨大な書類の事前審査に始まり、当日の指導監査、そして問題があれば、先ほど部長からもありましたが、文書で指摘し、後日改善されたことを確認した上で報告書の完成といった大変な作業量であります。

そうした事情を踏まえてか、他県状況ですが、障害福祉課から頂いた資料によれば、一部の施設の指導監査については、所管課とは別の組織で行うなど、各県によっていろいろですけれども、本県のように全て完全に施設所管課イコール指導監査担当課になっているのは、本県のほか和歌山県、山口県、香川県の4県しかありません。ちなみに富山市は中核市ですから、基本的に市内の福祉施設の指導監査業務を担っておられますが、福祉保健部の中に指導監査業務を独立して行う指導監査課が設けられているところであります。

指導監査が適時適切になされなければ、先ほど述べたかほく市の例のように、福祉サービスの質の低下などが見抜けず、結果としてサービスを受ける県民の不利益につながります。よって、施設所管課イコール指導監査担当課という現行の県の体制を改め、指導監査業務を専門で行う組織を別途設けるべきと考えますが、有賀厚生部長にお伺いします。

有賀厚生部長 現在、指導監査業務は高齢者施設、障害者、障害児施設、児童施設を所管している各課において実施しており、各福祉サービスの質の確保はもとより、不正、違反行為の有無や、虐待や犯罪等重大事案の未然防止に加え、直接現場の声を聞くことで課題を把握できるなど、利用者に適切なサービスが提供されるための重要な業務に位置づけられております。

一方で、増加する事業所に対する監査業務は、職員一人一人が複

雑な制度を理解した上で資料の事前審査、当日の監査業務、報告書の作成に加え、不正事案が発覚した場合、職員は事業者への指導業務などに膨大な時間を要し、通常業務を時間外に行うなどの負担増につながっており、結果として監査業務の実施体制にも影響が及ぶということは、確かに懸念されることでございます。

県といたしまして、指導監査業務の実施については、職員の業務負担に配慮をしつつ、より適正に監査を実施することにより、監査業務の質を確保し、ひいては県民サービスの維持向上につなげることが大切であると考えております。

このため、他県の事例を参考としながら、監査業務を行う専門組織を別途設置するメリット、デメリットの整理も含めまして、効率的な実施方法について検討していきたいと考えております。

立村委員 ありがとうございます。

職員を守る、そして福祉サービスを受ける県民を守るといった観点から御検討の上、必要な対策を講じられるよう、厚生部長、そしてこれは経営管理部長にもお願いしておきます。どうもありがとうございました。

最後に、周年事業についてお伺いいたします。さきの9月議会での韓国江原特別自治道との交流30周年記念事業の補正予算に続き、今議会では11月補正予算案として、中国遼寧省との友好県省締結40周年記念友好訪問団の派遣準備費用として、債務負担行為の設定が提案されております。

私は、周年事業を否定するつもりは毛頭ありません。ただ、5年ごとに漫然と周年だからといった感じで実施するのは、行政改革の観点から見ればどうなのと言いたくなるところであります。

昨年度のオレゴン州との友好提携30周年記念事業では、記念行事での覚書の締結、経済交流、起業、ビジネス関係、学术交流の分野で大きな成果を上げられました。昨年12月には、オレゴン州の大学生もオンラインで参加し、初めてオレゴンカップ英語プレゼンテーションコンテストが開催されたところでもあります。そこで、今年度には韓国江原特別自治道、来年度には中国遼寧省との周年事業が予定されているわけですが、これらの周年事業の成果として何を目指すのか、新田知事の所見をお伺いします。

新田知事 本県は、アメリカのオレゴン州、中国遼寧省など4つの地域と友好提携を締結しておりますほか、韓国の江原特別自治道をはじめ、多くの地域と交流実績を積み重ねて交流分野の幅も広げてまいりました。

本年は、江原特別自治道との交流30周年であり、つい先日、金（キム）道知事を本県にお迎えし、韓国文化紹介イベントを開催しました。新たに協定書も締結し、これまでの文化、スポーツ、環境などの交流に加えて、経済、観光など幅広い分野での交流促進に取り組むことを確認しました。また、来月現地で開催される江原ユースオリンピックの開幕式に合わせて訪問団の派遣を予定しています。

遼寧省とは、来年度、友好県省40周年を迎えることから、5月に本県から経済界や観光分野の方々も参加する訪問団を派遣するとともに、遼寧省からも訪問団をお迎えする方向で調整しています。さらに青少年の相互理解を促進するため、両県省から大学生が相互に訪問しての、ホームステイや交流事業を検討しておりまして、次の世代に向けてもこの友好県省の絆をしっかりと継承していく、さらに強固にしていく、そのようなことも考えております。

国際交流事業は、県として活力ある地域社会の実現、国際的視野を有する人材の育成、国際理解の促進、国際社会への貢献を進めるため、友好提携先との幅広い交流、協力関係を築くことが目的です。特に周年事業は、5年、あるいは10年といった節目に、これまでの取組を振り返り、今後の友好関係の深化——深めることや相互発展に向けた連携協力について確認する機会として、私は意義があると考えております。それ自体にも成果があると考えています。ただ、委員おっしゃるように、漫然と続けることが目的になってはいけないと思っております。

引き続き市町村や各分野の関係団体と連携し、国際交流事業のさらなる充実に努めてまいります。

立村委員 ありがとうございます。

今ほどおっしゃったことで、知事の周年事業に対する思いはよく分かりました。その上で再度知事にお伺いします。

私が期待するのは成果ということで、国際定期便の早期再開に向けた知事のトップセールスです。知事は、私の9月の一般質問、ソウル便の運航再開に向けた質問で、知事のトップセールスにより、早期の運航再開を求めるべきという問いに対し、知事自身、あるいは副知事の訪問を検討する旨、答弁されたところです。

当然知事が行かれるからには、事前に事務方で十分に交渉、協議を重ねることが前提にならうかとは思いますが、その上で、富山県の代表者である知事、あるいはその命を受けた副知事がトップセールスをされること、それ自体が訪問の成果になるのではないかと考えます。すぐにはかなわないかもしれませんが、後日、富山県の代表者がわざわざ訪れたということは、運航再開の大きなきっかけにな

るのではないかと考えております。

そこで、再度お伺いしますが、韓国、中国訪問の際には、定期便の再開、あるいは既に運航を再開していれば、運航の安定継続や増便などに向けたトップセールスを行うべきと考えますが、新田知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 今年の8月に、上海便はいち早く戻ることができました。戻ってくれました。大変ありがたいと思っています。それから、韓国との関係は、ソウルと釜山からも——釜山はこれまでなかったんですが——臨時便が数多く来てくれています。それから、台北便は、これも春、秋と臨時便が続きまして、先般発表しましたが、来年の1月31日から、今度は——これも臨時便には変わらないんですが——水曜と土曜という曜日をつけて臨時便を18便飛ばしてくれることになりました。中華航空です。これは定期便に一步近づいたものと理解をしております。そういう意味で、来年1月の台北便については、よりこちらからのアウトバウンドもしっかりと確保していく必要があるかと思えます。

これについては、然るべきときには、私もまさにトップセールスで中華航空、今年行ったときには、副総経理にお会いしましたが、やはりここは総経理にお会いする機会をうかがっているというのが現状です。韓国につきましては、これも今、水面下といたしますか、事務同士の折衝は続けております。これも機を見て、私自身行くこともやぶさかではございません。それから、大連もあります。4つの便が全部コロナ前のようにそろふことを一日も早く実現したいというふうに考えております。

立村委員 ありがとうございます。

県民の皆さんも国際定期便の早期の再開を望んでおられるところ
であります。せっかく訪韓、訪中されるわけでありますから、タイ
ミングというのもあるとは思いますが、知事のほうから積極
的に運航再開に向けた取組を、絶好の機会だと思しますので、ぜひ
そういった方向で御検討いただければと思います。よろしくお願
いいたします。

これで終わります。

瘡師委員長 立村委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午前11時51分休憩